

災害時等における救援活動の協力に関する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマザワ薬品（以下「乙」という。）は、新庄市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の提供及び救援活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じて乙が甲に対して実施する物資の提供及び救援活動の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（提供する物資の範囲）

第2条 甲は、乙に対し、災害時において乙が保有し、又は調達可能な次に掲げる物資の提供について協力を要請することができ、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) ベビー用品全般（ミルク、ベビーフード、紙おむつ、おしり拭き等）
- (2) 衛生用品全般（救急箱、ガーゼ、包帯、絆創膏等）
- (3) 介護用品全般（紙おむつ、尿取りパッド、清拭材、介護食等）
- (4) 飲料
- (5) 日用品（洗剤全般、芳香消臭剤、シャンプー、ボディソープ等）

（救援活動の協力内容）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる救援活動について協力を要請することができ、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の新庄市内の各店舗において、被災者に対し水道水、トイレ等を提供すること。
- (2) 乙の新庄市内の各店舗において、被災者に対し甲が広報する情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。
- (3) その他甲が救援活動として必要と認めること。

（要請の手続）

第4条 前2条の規定による協力の要請は、必要事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請を行い、後日書面を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 第2条に規定する物資の引渡しは、原則として乙が指定する場所で行うものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、当該物資の内容等を確認の上、当該物資の引渡しを受けるものとする。

（物資の価格及び救援活動の協力の経費）

第6条 第2条の規定により提供された物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とし、第3条

の規定による救援活動の協力の実施に要した経費は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、物資の提供及び救援活動の協力の実施に要した経費を負担するものとし、乙からその支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

（連絡）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備える。

2 甲及び乙は、前項の情報交換を行うため、担当者を定め、当該担当者の職、氏名、電話番号その他必要な事項を相手方に通知する。それらの事項に変更があったときも同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年12月12日

甲 新庄市沖の町10番37号

新庄市長

山科朝則

乙 山形市あこや町三丁目9番3号

株式会社ヤマザワ薬品

代表取締役社長

上畑日登美